

「パナマ文書」とは何か？
—タックスヘイブン課税強化に向けて—
What is “The PANAMA PAPERS” ?
-To Raise the Taxation of Tax Haven-

吉田 勝弘
Katsuhiko Yoshida

目次

- はじめに
1. タックスヘイブンとパナマ文書
 2. タックスヘイブンの利用方法
 3. タックスヘイブンに対するわが国の態度
 4. 要らないはずの消費税
 5. 急がれるタックスヘイブン対策税制の強化

はじめに

数値データをフルに活用して、ベストセラーになった『21世紀の資本』の著者トマ・ピケティは、新自由主義による今日の格差を解消する一つの「理想的なツールは資本に対する世界的な累進課税」¹であると主張しながらも、かたや「IMFを筆頭に、金融資産の世界的分布についてかなり大ざっぱな情報しか持っていないし、特にタックスヘイブンに隠された資産の量ははっきり把握できていない」²と嘆いていた。

2015年8月、ドイツの代表的な新聞社である「南ドイツ新聞」は、タックスヘイブンの機密データを匿名者から入手した。流出元はパナマの法律事務所「モサック・フォンセカ」³であり、モサック・フォンセカはハッキングによってデータが漏洩してしまったと発表した。このデータ量は動画情報がないにもかかわらず、2.6テラバイトという莫大なものであった。この「パナマ文書」は、1970年代からモサック・フォンセカが設立運営にかかわったタックスヘイブンを利用する企業の株主、出資構成、取締役、資産・負債・送受金の実績など超マル秘のデータであった。パナマ文書に記載されている案件総数は1,150万件、企業総数は214,000社にもおよぶものだった。パナマ文書はその後、80か国、約400名のジャーナリストが分析に加わり、最終的には国際調査報道ジャーナリスト連

1 トマ・ピケティ『21世紀の資本』みすず書房、2014年、539ページ。

2 同上、544ページ。

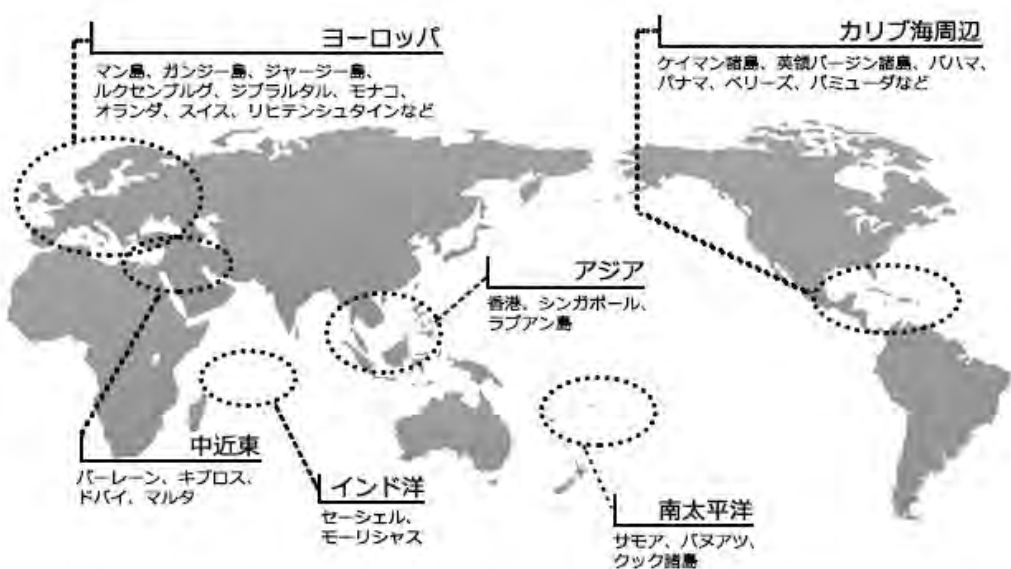
3 ユンゲル・モサックとラモン・フォンセカ・モラが起業した法律事務所。顧客のプライバシーを徹底的に保護することを売りにして急成長を遂げた。本店はパナマ、支店は世界に40か所以上、従業員数は500人以上、タックスヘイブン関連の事案の取扱いでは世界第4位。

合 (ICIJ) から、2016年5月に、タックスヘイブンにある法人の実名や関連する個人名が全世界に公開され、大きな衝撃が走った。

パナマ文書によって明るみにでた主な現職の政治家としては、マウリシオ・マクリ (アルゼンチン大統領)、ハリーフア・ナヒヤーン (アラブ首長国連邦大統領)、ペトロ・ポロシェンコ (ウクライナ大統領)、サルマン・アブドラズィーズ (サウジアラビア国王)、シグムンドゥル・グンロイグソン (アイスランド首相)、イヤード・アッラーウィ (イラク暫定政府首相)。そのほかにも、習近平 (中国国家主席) の義理の兄、ウラジミール・プーチン (ロシア大統領) のきわめて親しい友人、デーヴィッド・キャメロン (イギリス首相) の父親などがでてくる。有名人としては、三木谷浩史 (楽天会長)、孫正義 (ソフトバンク社長)、飯田亮 (セコム創業者)、上島豪太 (UCCホールディングスCEO)、リオネル・メッシ (サッカー選手)、ニコ・ロズベルグ (F1ドライバー)、スタンリー・キューブリック (映画監督)、ジャッキー・チェン (俳優) などの顔が見える。

1. タックスヘイブンとパナマ文書

タックスヘイブン (Tax haven 「租税回避地」) を一言でいえば、税率が特段に低いか、または全く税金がかからないという国や地域のことである。次の地図が主たるタックスヘイブンにあたる国・地域である。



タックスヘイブンの一番の拠点は、英領バージン諸島 (以下、バージンという) であるが、これはこの地域がもっとも法的にゆるいからである。タックスヘイブンへの世界的な規制が強まり始

「パナマ文書」とは何か？

めた2014年でもバージンは560億ドル以上が投資されていた⁴。

これらの国や地域の法律が、タックスハイブンを利用したい人にとって都合がよくできており、不正や脱税の温床になるだけではなく、ブラックマネーのマネーロンダリングにも使われている。また通貨としても、バージンは米ドルが法定通貨になっており（ちなみに、ケイマン諸島は1ケイマンドル=1米ドル、バミューダは1バミューダドル=1米ドルの固定相場）、こうしたタックスハイブンは為替の変動リスクがなく、非常に使い勝手がよい⁵。

このようなタックスハイブンの中でも、なぜバージンが好まれるかといえば、会社設立に際して政府の許可が要らず（バミューダは必要）、登記するだけでほぼ24時間以内に「免税会社」を作ってしまうという点にある。また事務所がなくても私書箱（P.O.Box）だけで会社を作れるのがバージンの特徴なのである⁶。バージンの次に好まれるタックスハイブンとしてはケイマン諸島（以下、ケイマンという）が挙げられる。このケイマンの首都ジョージタウンにある有名なウグランド・ハウスという5階建てのビルにはなんと18,000社が登記されている。このビルの中では実際には仕事が行われておらず、単に私書箱になっていて、郵便物は別の住所に届くようになっている。つまりこのビルの会社はほとんどがペーパーカンパニーなのである。

さてバージンに話をもどすが、バージンの場合、会社設立に際して取締役が一人いればよく、この一人に法人になることも可能である。この法人取締役というのがポイントで、ある一個人あるいは一法人が、複数の法人（会社）を作り、これらの法人取締役にそれぞれの法人を指名し合えさせれば、実際の所有者（責任者）が見えなくなるという仕組みである⁷。

さらにその上、代理人を指定すれば現地に取締役が常駐する必要はなく、代理人が居住していればよいのである。会計義務はあるが、代理人事務所にて「5年間の保管義務」があるだけで申告の必要はない。つまり法人は課税されない。会社を維持するために必要なことは、年に一度、わずかな会社登録税を支払えばよいだけなのである⁸。

ある意味で代理人とは秘書のようなものであり、かかる会社設立と代理人業務とを一手に引き受けていたのがモサック・フォンセカであった。オプション料さえ支払えば郵便物や電話の転送といったサービスまでしてくれる。資本規模とサービス内容により違うが、一年間にかかるコストは10万円程度からである⁹。

そして、この代理人事務所に保管されていた極秘の帳票類がパナマ文書の正体であった。

4 渡邊哲也『パナマ文書』徳間書店、2016年、20ページ。

5 同上、21ページ。

6 同上。

7 同上。

8 同上、21-22ページ。

9 同上、22ページ。

2. タックスヘイブンの利用方法

周知のように、タックスヘイブンの使い方（目的）には次の五つがある。

- ①「不動産流動化」や「飛ばし」「粉飾決算」を行おうとする時に、機密性の高いタックスヘイブンを使うことによって、本国の会計を有利に進めることができる【企業会計上の問題】。
- ②著名人や個人資産家が、本国では税率が高いので、より有利に課税を減らし、資産を保全するための【節税対策】。
- ③タックスヘイブンは経済情報・金融情報が集まる場所なので、タックスヘイブンで資産運用を有利に行うという利殖を目的にした【資産運用】。
- ④政情不安や法律の急激な変化が生じる危険がある場合に、海外に拠点を移して生活または新たな復活を目指すための資金を保全しておくための【資産隠し】。
- ⑤マフィアやテロ集団などの不正な目的で得られた資金（アングラマネー）の送金者または受金者を秘匿することを企画した資金洗浄としての【マネーロンダリング】。¹⁰

このようにタックスヘイブンを利用する目的はさまざまであるが、日本やアメリカの場合は【企業会計上の問題】と【節税対策】がほとんどであり、アフリカや中近東の国々そしてロシア・中国の上層部支配層は、政情不安、テロ、内乱、革命等による国外脱出（亡命）に備えての【資産隠し】が多いと考えられる。

ちなみに日本と米国の企業が、タックスヘイブンを利用した実績（日本の上位25社、米国の上位15社）を次のページに示しておく。

3. タックスヘイブンに対するわが国の態度

日本経済新聞（2016年5月27日付）は、「タックスヘイブンが全世界から受け入れた資金残高が2015年末には約470兆円になったと、わが国の財務省が明らかにした」と報じ、さらに、「タックスヘイブンの資金残高はこの10年間で1.5倍に膨らんだ」と報じた。

このように、タックスヘイブンが全世界から受け入れた金額について、わが国の財務省は、わずか470兆円と試算したのである。

また、パナマ文書の公表をきっかけに課税逃れの対策への関心が国際的に急速に高まっているなか、わが国の財務省は「タックスヘイブンに資金を置くことは合法だが、一部では過度な節税や脱税につながっているという指摘もあるので、タックスヘイブンでの不透明な取引の実態が明らかになるように、より詳細なデータを集めていく必要がある」（同日付、日経）という、なんとも悠長な構えだ。

10 宇田川敬介『パナマ文書公開とタックスヘイブンの陰謀！』93ページ。

「パナマ文書」とは何か？

わが国の主要な多国籍企業のタックスヘイブンの利用

	タックスヘイブンへの資産(億円)	タックスヘイブンへの子会社数
三井住友ファイナンシャルグループ	29,788	27
NTT	7,957	5
三菱UFJファイナンシャルグループ	7,554	12
JT	4,877	3
三井住友トランス・ホールディングス	4,548	12
トヨタ自動車	3,287	3
MS&ADホールディングス	3,117	7
野村証券	3,016	9
新日鉄住金	3,000	1
ソフトバンク	2,727	6
日産自動車	2,560	4
みずほファイナンシャルグループ	2,550	45
伊藤忠商事	2,468	15
三菱商事	1,710	24
ブリヂストン	1,569	5
デンソー	1,245	4
東京海上ホールディングス	1,052	10
武田製薬	649	12
三菱重工	624	6
三菱電機	457	6
ソニー	428	34
信越化学	403	9
東芝	389	5
小松製作所	271	4
三菱地所	190	4
合 計	86,436	272

合田寛『タックスヘイブンに迫る』176ページより引用。

米国の主要な多国籍企業のタックスヘイブンの利用

	タックスヘイブンへの資産(億ドル)	タックスヘイブンへの子会社数
ジェネラル・エレクトリック (GE)	1,080	18
アップル	826	3
ファイザー	730	174
マイクロソフト	608	5
メルク	534	151
ジョンソン&ジョンソン	490	55
IBM	444	16
エクソン・モービル	430	36
シティ・グループ	426	20
シスコ・システム	413	47
アボット・ラボラトリーズ	400	107
プロクター・アンド・ギャンブル	390	43
ヒューレット・パッカード	334	22
グーグル	333	2
ペプシコ	322	160
合 計	7,760	859

合田寛『タックスヘイブンに迫る』71ページより引用。

これに対して、タックスヘイブンにメスを入れる国際的な民間組織であるTax Justice Network (TJN) は、(A significant fraction of global private financial wealth — by our estimates, at least \$21 to 32 trillion as of 2010) 「タックスヘイブンに隠された世界の富は2010年段階で少なくとも21兆ドル (約2,500兆円) ~32兆ドル (約3,800兆円) にものぼる」と発表した。この金額はわが国のGDPの4~6倍に相当し、世界のGDPの3分の1にも届く規模である。中国からの流出がトップで1兆1,890億ドル、以下ロシア (7,980億ドル)、韓国 (7,790億ドル) と続いており、トップテンの国がタックスヘイブンへの資金額全体の61パーセントを占めている¹¹。

わが国財務省の試算額 (470兆円) と世界で常識になっている金額 (2,500兆円~3,800兆円) とがこんなにも違うことに驚かされる。

パナマ文書をきっかけに、各国ともタックスヘイブンに対して厳格な法整備の必要性を唱え始めているのに対して、安倍首相はなぜか腰が重い。また、パナマ文書の流出直後の菅官房長官の会見は、「文書の詳細は承知していない、軽はずみなコメントは差し控えたい」という愚鈍な答弁に終始した。パナマ文書はG7の首脳が集まった昨年 (2016年) 5月の伊勢志摩サミットでも当然話題に上がった。それなのに、議長国としての日本は、タックスヘイブンに関しては不思議と適当にお茶を濁す態度を示した。

4. 要らないはずの消費税

「ケイマンに対する日本国内からの証券投資残高が2015年末時点で74兆円に達し、1年間で約11兆円 (18%) 増えたことが分かった。資産運用収益に課税されないケイマンには多数の投資ファンドが設立されており、日欧の金融緩和で運用利回りが低下する中、収益改善のためタックスヘイブンに資金をシフトさせた可能性がある。財務省が2016年5月24日発表した対外証券投資残高によると、国内から海外に投資された株式や債券などの残高は15年末に423兆円と、前年比3.2%増えた。米国向けが165兆円と11%増加、欧州連合 (EU) 向けが118兆円と7.4%減少したのに対し、ケイマンの伸び率が際立つ。ケイマンが全体に占める割合は17.6%に達し、2000年以降で最も高くなった。」¹²

残高=利益ととらえれば、ケイマンだけで実に74兆円のカネが課税対象から逃れている。大ざっぱに言って、今日の法人税率 (23%) をこの金額に適用すれば、約17兆円 (74兆円×0.23) もの税収増になる計算が成り立つ。

2015年の消費税の税収額が約17兆円、ケイマンを使った税収 (合法的脱税) が約17兆円、なんと消費税分に相当する。つまり、わが国の消費税はまったく要らなくなる。

11 合田寛『タックスヘイブンに迫る』2014年、42-43ページ。

12 デジタル毎日新聞 (2016年5月24日付)

「パナマ文書」とは何か？

また、毎日新聞は、次のように報じている。ケイマンに対するわが国の金融機関の節税目的での投資残高が、2015年末で約63兆円（約5,200億ドル）に上ることがBIS（国際決済銀行）の公表資料で分かった。BISの国際資金取引統計によると、日本に所在する銀行が、タックスヘイブン全体に向けて投資している残高は、2015年末で約102兆円（約8,500億ドル）。海外全体に対する投資残高は約380兆円（約3兆1,600億ドル）で、米国向けが全体の34%と最大。タックスヘイブン向けは27%と、EU向けの残高に匹敵すると¹³。

あるメガバンクの説明によると「ケイマンは企業の設立が容易で、海外との金融取引にともなう収益に課税されないため、運用収益が向上し、投資家により多くの配当ができる」¹⁴と、毎日新聞は報じた。

巨大な多国籍企業や富裕層の効果的な租税回避を不快に思うのは当然の感情である。反面、タックスヘイブンは「大企業や富裕層のやることだから、われわれには関係ない」と無関心でいるのも事実である。しかし、大企業や資本家のタックスヘイブンの利用は、われわれの生活を直撃していることに気がつかねばならない。現在、タックスヘイブンに保有されている日本の金融資産は102兆円である。この金額に法人税率（23%）を適用すれば、約23兆円もの税収増（言い換えれば、23兆円の合法的脱税）になる。17兆円の消費税は必要なく、さらに所得税の減税ができる。

また、タックスヘイブンの資金は隠ぺいされて内部留保の拡大にもなっている。102兆円の莫大な資金をタックスヘイブンのオフショア市場で運用し、表面化しない利益を上げている。この利益は課税されていない。大企業の内部留保が膨れ上がるにもかかわらず、わが国の財政はひっ迫している。内部留保される資金は市場には流れ出ないので、経済の活性化に貢献することもない。これが所得税や消費税の増税へと転化される。つまり、真面目に働く一般庶民は薄給の中からしっかりと税金を支払っているにもかかわらず、大企業と資本家は支払うべき税金を逃れ、その結果として格差が拡大している。

5. 急がれるタックスヘイブン対策税制の強化

もっとも簡単なタックスヘイブンの利用法を紹介する。日本の銀行が外国の会社に対して融資すれば、当然に利息を得る。受取利息には税金がかかる。しかし、この場合、タックスヘイブンに子会社を作り、この子会社に資金を移して、子会社経由で外国の会社に融資する。すると、利息収入は子会社に入る。この子会社はタックスヘイブンの法人なので、税金がかからない。これがタックスヘイブンを経由した合法的脱税の典型的なモデルである。

タックスヘイブンを利用すること自体は、法治国家においては違法行為とはみなされない。しか

13 同上、(2016年4月16日付)

14 同上。

し、もし、まったく問題がないのであれば、パナマ文書が公表されたところで何も恐れる必要はないはずである。

タックスハイブンでは、無条件に税金逃れができるのであろうか。実はそれほど甘くはない。タックスハイブン対策税制がある。

タックスハイブン対策税制は、一定の要件を満たさない海外子会社の利益は、本社に対する配当とみなされ、本社の総収入に算入され合算課税の対象になる。この要件とは、タックスハイブンの子会社株式の50%超を日本企業または日本の個人が所有するか、もしくは子会社の所得に対して課される実質税負担率が20%以下の場合には日本での課税対象となるというものである。

しかし実際には、タックスハイブンの子会社のすべてがこの要件を満たしているわけではない。また、タックスハイブンを介している場合、実際にその法人に対するお金の流れや出所が見えてこない。パナマ文書の公表によってすべてが明らかになったが、政治家はこの問題を本気で追及するだろうか。否、追及できる勇気のある政治家は、今の日本にはいない。

これができるのはわれわれ一般庶民しかいない。タックスハイブンを利用した脱税を、声を大にして訴えていくこと、これこそが、格差社会の是正と日本経済の復興につながる。